

別表第2(第3条、第15条関係)

1 ばい煙に係る規制基準

(1) 硫黄酸化物に係る規制基準

排出口から大気中に排出される硫黄酸化物が、次により算出した量以下であること。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

この式において $q \cdot K \cdot He$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$q$  : 特定施設の排出口において排出することのできる硫黄酸化物の量 (単位は、温度零度かつ圧力1気圧の状態 (以下「標準状態」という。) に換算した立方メートル毎時とする。)

$K$  : 14.5 (大気汚染防止法施行令別表第3第100号に掲げる区域にあっては、17.5)

$He$  : 次の式より補正された排出口の高さ (単位 m)

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = (0.795\sqrt{Q \cdot V}) / (1 + (2.58/V))$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (t - 15) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1/\sqrt{Q \cdot V}) (1460 - 296 \times V / (t - 15)) + 1$$

これらの式において、 $Ho$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $t$ は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$Ho$  : 排出口の実高さ (単位 m)

$Q$  : 温度15度における排出ガス量 (単位  $m^3/h$ )

$V$  : 排出ガスの排出速度 (単位  $m^3/S$ )

$t$  : 排出ガスの温度 (単位  $^{\circ}C$ )

備考 硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

- 1 日本産業規格 (以下単に「規格」という。) K0103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
- 2 規格K2301、規格K2541又は規格M8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

(2) ばいじんに係る規制基準

排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度がリングルマン濃度法により測定した濃度 (以下「リングルマン濃度」という。) 2度以下であること。ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) については、リングルマン濃度による規制基準は適用しない。

## 2 粉じんに係る規制基準

<p>別表第1の2の1 項に掲げる施設</p>	<p>粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>(3) 防じんカバーで覆われていること。</li> <li>(4) 薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。</li> <li>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
<p>別表第1の2の2 項に掲げる施設</p>	<p>粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>(3) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機を設置し、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分においては、必要に応じフード及び集じん機を設置していること。</li> <li>(4) 防じんカバーで覆われていること。</li> <li>(5) 薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。</li> <li>(6) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
<p>別表第1の2の3 項に掲げる施設</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 袋詰作業等は粉じんが飛散しにくい構造の建築物内で行われていること。</li> <li>(2) 袋詰作業等により発生する粉じんを除去するフード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>(3) 袋詰作業等を行う場所が防じんカバーで覆われていること。</li> <li>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
<p>別表第1の2の4 項に掲げる施設</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>(4) 防じんカバーで覆われていること。</li> <li>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>

<p>別表第1の2の5 項に掲げる施設</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>別表第1の2の6 項に掲げる施設</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>別表第1の2の7 項に掲げる施設</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 施設が密閉構造になっていること。</p> <p>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>別表第1の2の8 項に掲げる施設</p>	<p>粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>別表第1の2の9 項に掲げる施設</p>	<p>粉じんが飛散するおそれのある施設が、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

別表第1の2の10 項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>(3) 防じんカバーで覆われていること。</li> <li>(4) 薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。</li> <li>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
別表第1の2の11 項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>(2) 集じん機が設置されていること。</li> <li>(3) 施設が密閉構造になっていること。</li> <li>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
別表第1の2の12 項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある木材チップ又は木粉をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</li> <li>(3) 防じんカバーで覆われていること。</li> <li>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
別表第1の2の13 項に掲げる施設 別表第1の2の14 項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>(3) 防じんカバーで覆われていること。</li> <li>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>
別表第1の2の15 項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 集じん機が設置されていること。</li> <li>(2) 施設が密閉構造になっていること。</li> <li>(3) 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</li> </ol>

### 3 汚水に係る規制基準

別表第1の3の1項に掲げる施設 別表第1の3の2項に掲げる施設 別表第1の3の3項に掲げる施設	廃油の流出防止施設を設置すること。
別表第1の3の4項に掲げる施設	濁水の流出防止施設を設置すること。

### 4 騒音に係る規制基準

#### (1) 特定工場等に係る規制基準(単位：デシベル)

時間の区分		区域の区分			
		第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
昼間	午前8時から午後7時まで	50	60	65	70
朝・夕	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	45	50	60	65
夜間	午後10時から午前6時まで	40	45	50	55

#### 備考

- 1 区域の区分は、騒音規制法第4条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準(平成23年3月10日鹿児島市告示第245号)において定める区域の区分による。
- 2 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 騒音の測定点は、特定工場等の敷地の境界線上とする。

(2) 拡声機から発する音量の基準

音源から10メートルの距離において75デシベル以下であること。

備考

- 1 デシベルとは、(1)の備考2に規定する計量単位とする。
- 2 騒音の測定は、(1)の備考3に規定する騒音計又は周波数補正回路及び動特性を用いて行うものとする。
- 3 騒音の測定方法及び騒音の大きさの決定は、(1)の備考4に規定する方法により行うものとする。

5 振動に係る規制基準(単位：デシベル)

時間の区分		区域の区分	第一種区域	第二種区域
昼間	午前8時から午後7時まで		60	65
夜間	午後7時から午前8時まで		55	60

備考

- 1 区域の区分は、振動規制法第4条第1項に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準(平成23年3月10日鹿児島市告示第246号)において定める区域の区分による。
- 2 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 3 振動の測定、測定方法、振動加速度レベルの決定については、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)に定めるところによる。
- 4 振動の測定点は、特定工場等の敷地の境界線上とする。